



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年8月8日火曜日 第2898号

◇ 目 次 ◇ 告 示

救急病院の協力申出.....	(医療対策課) ...	588
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知.....	(森林整備課) ...	588
道路の供用開始(県道壬生川丹原線).....	(東予地方局管理課) ...	589
道路の区域変更(一般国道317号).....	(中予地方局管理課) ...	589
道路の供用開始(").....	(") ...	589
道路の区域変更(県道森松重信線).....	(") ...	589
道路の供用開始(").....	(") ...	589
道路の供用開始(県道砥部伊予松山線).....	(") ...	590
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	590
道路の供用開始(県道広見吉田線).....	(南予地方局管理課) ...	590
道路の供用開始(県道一本松城辺線).....	(南予地方局愛南土木事務所) ...	590
道路の供用開始(県道高茂岬船越線).....	(") ...	591
道路の供用開始(県道内子双海線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	591
医師の指定.....	(福祉総合支援センター) ...	591
指定医師の所在地の変更.....	(") ...	592
指定医師の辞退の届出.....	(") ...	592
監 査 公 表		
定期監査結果の公表.....	(監査事務局) ...	592

告 示

○愛媛県告示第920号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成29年8月8日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
奥島病院	松山市道後町二丁目2番1号	医療法人団仲会	平成32年8月1日 まで

○愛媛県告示第921号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年8月8日

愛媛県知事 中村時広

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
北宇和郡鬼北町大字上鍵山1779の1、1780の1、1784の1、大字上大野944から946まで、974、977、978、980、982、984、985、987の1、989から991まで、1022、1025、1219の1、1219の2、1220、1221の1、1221の2、1222から1233まで、大字父野川下1972の1、2420、2422、2423、2425から2432まで、2434
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

北宇和郡鬼北町大字父野川中208の1、208の2、209の1、211、866から900、909から914、1525から1529、1537、1540、1546、1547の1、1548の1、1548の2、1549の1、1551、1552、1553の1、1554、1555の1、大字父野川下2190から2197まで、2200から2206まで、2208の1、2208の2、2209から2215まで、2263から2268まで、2276から2281まで、2298、2306から2309まで、2311から2317まで

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第922号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 8 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川丹原線	西条市丹原町池田1767番8から 同町池田1768番1地先まで	平成29年 8 月 8 日

○愛媛県告示第923号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 8 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
一 般 国 道	317号	松山市食場町甲128番地先	旧	メートル 19.0～22.0	キロメートル 0.076	
			新	20.0～23.0	0.076	

○愛媛県告示第924号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 8 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	317号	松山市食場町甲128番地先	平成29年 8 月10日

○愛媛県告示第925号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 8 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	森松重信線	松山市南高井町592番地先から 同町223番3地先まで	旧	メートル 11.2～14.4	キロメートル 0.190	
			新	11.5～18.3	0.190	

○愛媛県告示第926号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 8 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	森松重信線	松山市南高井町592番地先から 同町223番3地先まで	平成29年 8 月 8 日

○愛媛県告示第927号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 8 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	砥部伊予松山線	伊予市上三谷甲71番3から 同市上三谷甲4245番2まで	平成29年 8 月 8 日

○愛媛県告示第928号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成29年 8 月 8 日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
29中局建（開）第22号 平成29年 7 月 28 日	伊予郡松前町大字鶴吉字西之前548番4、551番6	奈良県磯城郡田原本町大字黒田479番地の 7 大 西 武 久

○愛媛県告示第929号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 8 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広見吉田線	北宇和郡鬼北町大字清延35番5から 同大字952番4まで	平成29年 8 月 10 日

○愛媛県告示第930号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 8 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	一本松城辺線	南宇和郡愛南町小山1501番2から 同町小山1489番地先まで 及び 南宇和郡愛南町小山265番1地先から 同町小山1489番地先まで	平成29年 8 月 8 日

○愛媛県告示第931号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 8 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡愛南町下久家43番2から 同町下久家27番2まで	平成29年 8 月 8 日

○愛媛県告示第932号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 8 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子双海線	喜多郡内子町城廻703番1地先から 同町城廻719番2まで	平成29年 8 月 8 日

○愛媛県告示第933号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成29年 8 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	市立八幡浜総合病院	太 田 啓 介	八幡浜市大平1番耕地638番地	平成 29年 8 月 1 日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	市立八幡浜総合病院	渡 邊 孝 啓	八幡浜市大平1番耕地638番地	平成 29年 8 月 1 日
呼 吸 器 機 能 障 害	呼吸器内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	濱 口 直 彦	東温市志津川	平成 29年 8 月 1 日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	未 廣 諭	東温市志津川	平成 29年 8 月 1 日
視 覚 障 害	眼 科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	池 川 和 加 子	西条市朔日市269番地1	平成 29年 8 月 1 日
肢体不自由、呼吸器機能障害	リハビリテーション科	伊 予 病 院	北 出 公 洋	伊予市八倉906番地5	平成 29年 8 月 1 日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	市立宇和島病院	井 関 順 正	宇和島市御殿町1番1号	平成 29年 8 月 1 日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	消化器外科	愛媛県立新居浜病院	神 崎 雅 之	新居浜市本郷三丁目1番1号	平成 29年 8 月 1 日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	消化器外科	愛媛県立新居浜病院	古 手 川 洋 志	新居浜市本郷三丁目1番1号	平成 29年 8 月 1 日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	愛媛県立新居浜病院	松 本 和 寛	新居浜市本郷三丁目1番1号	平成 29年 8 月 1 日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	愛媛県立新居浜病院	森 実 圭	新居浜市本郷三丁目1番1号	平成 29年 8 月 1 日
呼吸器・小腸機能障害	内 科	医療法人広仁会広瀬病院	廣 瀬 精 久	八幡浜市1280番地9	平成 29年 8 月 1 日
視 覚 障 害	眼 科	住友別子病院	池 川 泰 民	新居浜市王子町3番1号	平成 29年 8 月 1 日

○愛媛県告示第934号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成29年 8月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
中 村 太 郎	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	市 立 宇 和 島 病 院	宇和島市御殿町1番1号	平成29年 7月1日
福 田 光 成	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	愛 媛 県 立 新 居 浜 病 院	新居浜市本郷三丁目1-1	平成29年 7月1日
渡 邊 常 太	市 立 宇 和 島 病 院	宇和島市御殿町1番1号	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	平成29年 7月1日

○愛媛県告示第935号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成29年 8月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届 出 年 月 日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	張 媛	東温市志津川	平成 29年 6月28日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障 害	外 科	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	山 田 耕 治	東温市志津川	平成 29年 6月28日
肢体不自由、呼吸器機能障害	小 児 科	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	米 澤 早 知 子	東温市志津川	平成 29年 6月28日
視 覚 障 害	眼 科	社会福祉法人恩賜財 団済生会西条病院	平 松 友 佳 子	西条市朔日市269-1	平成 29年 7月5日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼 吸器機能障害	内科、循環器 科	愛媛県立今治病院	松 岡 宏	今治市石井町4丁目5-5	平成 29年 7月10日
視 覚 障 害	眼 科	住 友 別 子 病 院	大 熊 真 一	新居浜市王子町3番1号	平成 29年 7月20日

監 査 公 表

○公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成29年 8月 8日

愛媛県監査委員 山之内 芳 夫
 同 岡 田 清 隆
 同 大 西 渡
 同 三 宅 浩 正

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
公 営 企 業 管 理 局	
総 務 課	平成29年 6月14日
発 電 工 水 課	平成29年 6月14日
県 立 病 院 課	平成29年 6月14日
松山発電工水管理事務所	平成29年 6月7日
今治地区工業用水道管理事務所	平成29年 6月7日
西条地区工業用水道管理事務所	平成29年 6月9日
中 央 病 院	平成29年 6月14日

今 治 病 院	平成29年 6月7日
南 宇 和 病 院	平成29年 6月7日
新 居 浜 病 院	平成29年 6月9日

（監査の結果）

平成28年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 電気事業

- (1) 畑寺発電所発電電力の売電契約に係る未収金について、適切な債権管理に努められたい。

（平成29年 3月31日現在 単位：円）

調定年度	債務者数	未収金額	備 考
27年度	1者	54,971,882	平成28年度決算による

2 工業用水道事業

- (1) 松山・松前地区工業用水道事業については、給水能力と同量の契約給水量を確保しており、経営成績は安定している。

今治地区工業用水道事業については、給水能力に見合う契約給水量の確保により経営成績自体は安定している。

しかしながら、実績給水率（契約給水量に対する実績給水量の比率）は依然として低調であることから、給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組が望まれる。

また、西条地区工業用水道事業については、前年度に引き続き純利益を計上したものの、長期借入金と企業債を合わせると209億円の借入残高があり、依然として厳しい財政状態にあることから、引き続き企業立地の促進支援や既受水企業等への売水促進活動の一層の強化等による新規需要の開拓等に努力を払われたい。

附帯事業（土地造成事業）については、当年度は県内企業1社に66,266㎡を賃貸したことによりすべての土地の処分が完了した。今後は、賃貸している3社からのリース料の確実な収納に引き続き努められたい。

- (2) 営業未収金（納期到来分）について、適切な債権管理と早期回収に、引き続き努められたい。

（平成29年 3 月31日現在 単位：円）

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
西条地区工業用水道給水料金	354,491	0	354,491

3 病院事業

- (1) 経営成績について、当年度の患者数は、前年度に引き続き減少したものの、今治病院及び新居浜病院でのDPC（包括医療費支払制度）導入に伴う平均在院日数の短縮化等による診療単価のアップ、新居浜病院での整形外科再開に伴う診療機能や緊急手術への対応機能の強化、各病院での地域医療機関との連携強化など、「愛媛県立病院中期経営戦略」に基づく各種施策に取組んだこと等により、純利益については、前年度を1億7,750万円上回る2億1,762万円を確保している。

しかしながら、累積欠損金は、204億円に上り、また、企業債297億円や一般会計等からの長期借入金95億円など、負債が資産を上回る債務超過の状況になっており、依然として厳しい財政状況が続いている。

病院事業を取り巻く環境は、医師不足などを背景に厳しい状況にあると思われるが、中央・今治・南宇和・新居浜の4病院が、国の医療制度改革や本県の地域医療構想との連携を図りつつ地域の中核病院として高度で良質な医療を安定的に供給するとともに、引き続き経営健全化に取り組まれたい。

その取組にあたっては、平成28年3月に策定された「愛媛県立病院中期経営戦略」（平成28～32年度）に示されている

- ・ドクターヘリを活用した救急医療体制の強化
- ・今治病院及び新居浜病院でのDPC（包括医療費支払制度）導入に伴う診療の標準化、平均在院日数の短縮化等による診療単価のアップ
- ・新居浜病院での整形外科再開に伴う診療機能や緊急手術への対応機能の強化
- ・南宇和病院での地域包括ケア病床の効率的な運営
- ・後発医薬品の使用拡大 等

具体的な取組については、おおむね順調に実施されており、平成28年度の病院事業決算は、平成22年度から7年連続で経常黒字を計上している。

しかしながら、未処理欠損金が多額であるなど、経営内容が厳しい状況は依然として続いており、新居浜病院の建替えや今治病院の建替えを含めた施設の老朽化対策など多額の資金を必要とする施設の整備計画を進めていくためには、健全経営による資金の確保が重要であることから、引き続き経営の健全化と経営体質の強化に努められたい。

- (2) 廃止された三島病院及び北宇和病院に係る個人医業未収金及び医業外未収金について、適切な債権管理と早期回収に、引き続き努められたい。

（平成29年 3 月31日現在 単位：円）

区 分	個人医業未収金 (a)	医業外未収金 (b)	計 (a)+(b)
旧三島病院	14,770,814	47,120	14,817,934

旧北宇和病院	839,000	0	839,000
計	15,609,814	47,120	15,656,934

- (3) 個人医業未収金の納期到来分329,159,755円（過年度未収金274,772,949円、現年度未収金54,386,806円）について、早期回収に、引き続き努められたい。

（中央病院）

- (4) 医業外未収金の納期到来分4,732,984円（過年度未収金837,828円、現年度未収金3,895,156円）について、早期回収に、より一層努められたい。

（中央病院）

- (5) 個人医業未収金の納期到来分47,420,462円（過年度未収金32,524,035円、現年度未収金14,896,427円）について、早期回収に、引き続き努められたい。

（今治病院）

- (6) 医業外未収金の納期到来分489,297円（過年度未収金121,027円、現年度未収金368,270円）について、早期回収に、より一層努められたい。

（今治病院）

- (7) 個人医業未収金の納期到来分19,221,882円（過年度未収金18,006,932円、現年度未収金1,214,950円）について、早期回収に、引き続き努められたい。

（南宇和病院）

- (8) 医業外未収金の納期到来分81,704円（過年度未収金46,790円、現年度未収金34,914円）について、早期回収に、より一層努められたい。

（南宇和病院）

- (9) 個人医業未収金の納期到来分57,578,818円（過年度未収金44,372,292円、現年度未収金13,206,526円）について、早期回収に、より一層努められたい。

（新居浜病院）

- (10) 医業外未収金の納期到来分339,835円（過年度未収金265,349円、現年度未収金74,486円）について、早期回収に、引き続き努められたい。

（新居浜病院）